

監第 4236 号
令和 4年 3月 24日

(一社)新潟県建築組合連合会会長 様

新潟県土木部監理課長

新型コロナウイルス感染症に係る積極的疫学調査等
(濃厚接触者の対応等)について (通知)

平素より本県の新型コロナウイルス感染症対策に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。本件につきましては、令和4年1月27日付監第3489号、及び令和4年2月1日付け監第3520号で通知したところですが、この度県ではオミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の行動制限等について、下記の通り対応することとしましたのでお知らせ致します(別紙参照)。

このことにつきましては、県のホームページ上でもご案内させて頂いております。また、関係事業所等への周知につきましてもご協力をお願い致します。

記

1 濃厚接触者の特定

本県の感染状況を踏まえて、当面1か月は事業所等におかれましては、可能な限り引き続き特定をするようお願い致します。

2 濃厚接触者の行動制限

原則7日間(8日目回解除)ですが、社会機能維持者のみならず、誰でもが4・5日目に検査を実施し、陰性が確認されれば解除となります。

(但し検査費用は自費になります。)

※新潟県では、1月下旬から保健所業務の逼迫による重点化に伴い、事業所等の濃厚接触者の特定については、事業所等において実施していただくようお願いしてきました。この度の国通知では、事業所等での濃厚接触者の特定は不要とされていますが、現在の感染状況を踏まえ、新潟県では感染拡大防止のため引き続き濃厚接触者の特定及び自宅待機等の行動制限をお願いすることとしております。

(国通知:「B.1.1.529 系統(オミクロン株)が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」(R4.3.18 付厚労省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡))

○県ホームページによるご案内(HPアドレス)

■「濃厚接触者の定義/感染者が確認された事業所の方へ」

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/shingata-corona/noukousessyoku-jigyousya.html>

□「濃厚接触の定義に該当する方へ」

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kanyaku/noukousessyoku.html>

□新型コロナウイルスの感染者が確認された事業者の方へのお願い」

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kanyaku/kigyoutaiou.html>

□「新型コロナウイルス感染症濃厚接触者のうち社会機能維持者の範囲の取扱いについて」

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kanyaku/0457997.html>

担当	新潟県土木部監理課	建設業室	塩浦 (025-280-5839)
		課長補佐	堀川 (025-280-5837)

本県の濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査について

- 国は、令和4年3月16日付けで事務連絡を発出し、オミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査に関する対応を示した。

⇒ 本県の感染状況を踏まえて、**当面1か月は以下のとおり対応**。※**変更点**は赤字

	同居家族	医療機関 高齢者施設等	保育所・幼稚園 小学校等	事業所等 (中学校以上含む)
積極的疫学調査	保健所が実施	保健所が実施	実施しない(※)	実施しない(※)
濃厚接触者特定	保健所が特定	保健所が特定	引き続き、各施設や所管市町村に対して特定するよう要請	可能な限り、引き続き各事業所等に対して特定するよう要請
濃厚接触者の行動制限	【原則】 7日間(8日目解除) 【特例】 ・社会機能維持者のみならず、誰でも、4,5日目に検査し、陰性確認で解除	同居家族(特例含む)と同様 【上記に加えて】 ・医療従事者のみならず、従事者は、毎日検査(5日間)により従事可	同居家族(特例含む)と同様 【上記に加えて】 ・従事者は、毎日検査(5日間)により、従事可	同居家族(特例含む)と同様
行動制限短縮のための検査費用負担	・自費	医療機関：行政検査 高齢・障がい：別途補助(配布済の抗原検査キットは活用可)	・自費 (配布済の抗原検査キットは活用可)	・自費

※ 大規模クラスター発生など保健所が認めた場合は、医療機関等と同様、積極的疫学調査に基づき行政検査をすることがある。